

# ○ 戸田市議会議長選挙に係る所信表明会実施要領

(平成22年12月15日議長決裁)  
(議会運営委員会決定)

## 1 目的

この要領は、戸田市議会の議長選挙において議長になろうとする者の所信表明をする機会（以下「所信表明会」という。）を設けるとともに、当該所信表明会の適正な実施を図ることにより、もって開かれた議会及び活力ある議会運営の実現に寄与することを目的とする。

## 2 所信表明の申出

- (1) 所信表明をしようとする者は、所信表明申出書（第1号様式）を議会事務局に提出しなければならない。
- (2) 所信表明申出書の提出を行うべき期限は、各派代表者会議が決定する。
- (3) 所信表明の申出を撤回しようとする者は、所信表明申出撤回書（第2号様式）を所信表明会の開会の時までに議会事務局に提出しなければならない。

## 3 推薦議員

- (1) 所信表明をしようとする者は、その申出に当たって2人以上（所信表明をしようとする当該者を除く。）の議員の推薦を受けなければならない。この場合において、当該推薦をする議員は、当該推薦を受ける者の提出する所信表明申出書に署名をしなければならない。
- (2) 所信表明をしようとする者を推薦する議員は、同一の選挙で当該所信表明をしようとする者以外の者を推薦することができない。

## 4 所信表明会

- (1) 所信表明会は、議長選挙が行われる議会の開議のとき

までに開催する。

- (2) 所信表明会は、議場において行う。
- (3) 所信表明会の進行は、議長選挙の所信表明者以外の者で年長の議員（以下「進行者」という。）が行う。
- (4) 進行者は、議長席において、所信表明会を進行する。
- (5) 所信表明は、1人当たり10分の範囲内で、演壇においてこれを行う。
- (6) 所信表明は、所信表明申出書を提出した者の順序により行う。
- (7) 所信表明の順序が到来した場合において、当該所信表明をしようとする者が議場にいないときは、当該者は所信表明をすることができない。
- (8) 所信表明会では、残時間表示計を使用し、発言中であっても発言時間が終了した時にブザーを鳴らす。
- (9) 所信表明に対する質疑は、行わない。

## 5 公開

- (1) 所信表明会は、公開で行うものとする。
- (2) 執行部の出席は求めない。

## 6 議長選挙との関わり

所信表明会の開催は、議長選挙において所信表明を行った者以外に投票することを妨げるものではない。

## 7 協議

この要領に定めるもののほか所信表明会に関し必要な事項は、各派代表者会議で協議して定める。

### 附 則

この要領は、平成22年12月15日から施行する。